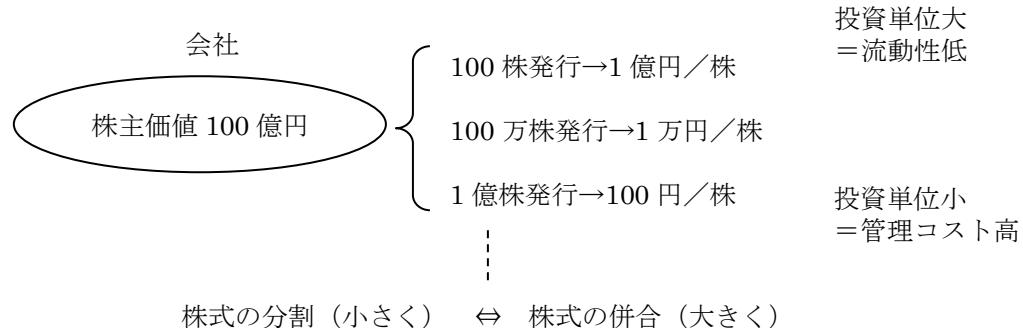


## 8.投資単位の調整

### 8-1.株式の分割と株式無償割当て

#### (1)投資単位とその調整

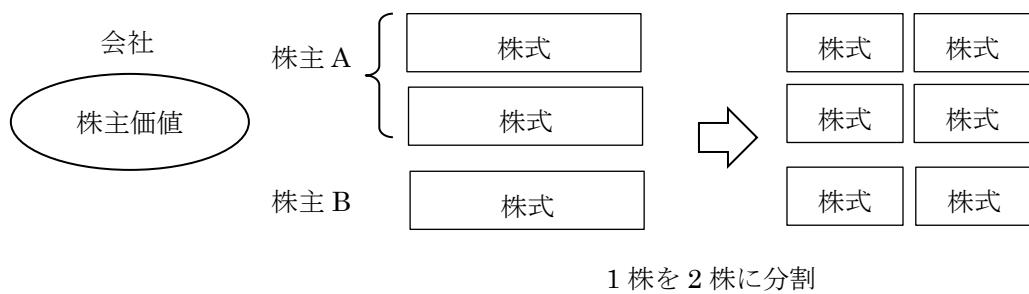


\* 投資単位の調整と異なるもの

- ・募集株式の発行による発行済株式総数増加

- ・会社の業績による株価変動

#### (2)株式の分割（会社 183 I）



## (3) 株式の分割の手続（会社 183・184）[テキスト 3 章 5 節 2 (3)]

取締役会決議（会社 183 II）

端数の処理 [テキスト 3 章 5 節 4]

- ・株式の分割によって 1 株未満の端数が生じる場合あり（1 株を 1.25 株に分割等）
- ・端数の合計数（合計しても生じる端数は切捨て）に相当する数の株式を競売し、その代金を端数に応じて株主に交付  
例：株主 A の端数 0.25、B の端数 0.50、C の端数 0.75（他はなし）＝合計 1.50  
→1 株を競売→代金 30 万円なら A に 5 万円、B に 10 万円、C に 15 万円交付

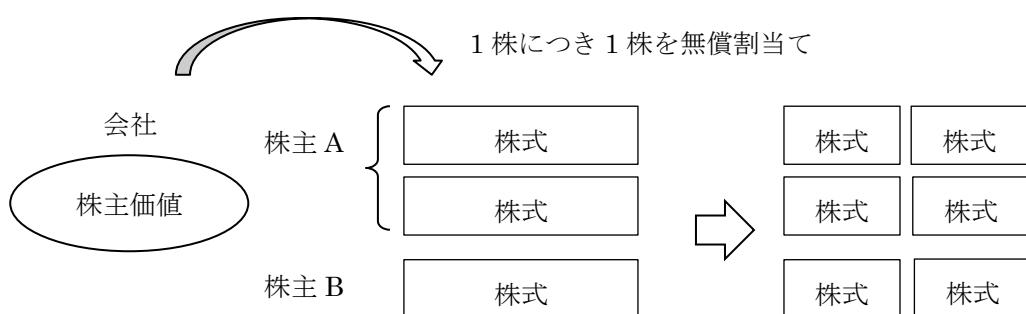
株式の分割と発行済株式総数・発行可能株式総数

株式の分割→発行済株式総数が増加（1 株を 2 株に分割するなら 2 倍に増加）

## 発行可能株式総数（会社 37）

- ・自動的に増えるわけではない
- ・分割割合の限度で（1 株を 2 株に分割するなら 2 倍まで）、株主総会決議によらずにこれを増やす定款変更可能（会社 184 II）

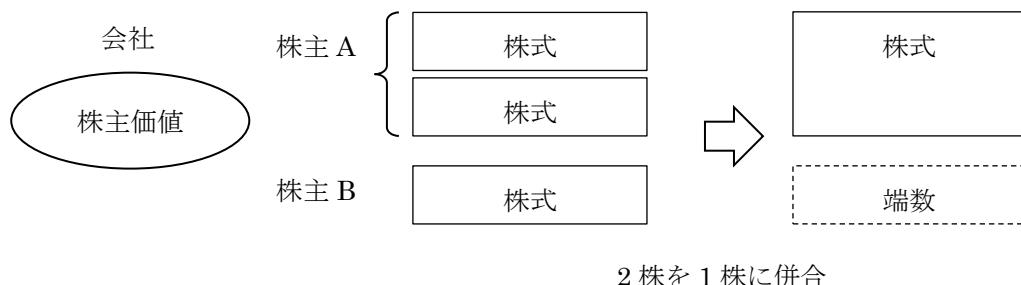
## (4) 株式無償割当て（会社 185～187）[テキスト 3 章 5 節 3 ]



取締役会決議（会社 186 III）

## 8-2. 株式の併合

### (1)意義 (会社 180 I)



### (2)株式の併合の手続 (会社 180～182 の 6) [テキスト 3章 5節 2 (2)]

併合によって 1 株未満になる株主——端数処理 [テキスト 3章 5節 4]

株主総会の特別決議 (会社 180 II・309 II(4))・理由の説明 (会社 180 IV)

	株式の併合	吸収合併等
株主等への通知等	会社 181・182 の 4 III	会社 785 III・797 III
事前の開示	会社 182 の 2	会社 782・794
差止請求	会社 182 の 3	会社 784 の 2・796 の 2
株式買取請求権	会社 182 の 4 (端数が生じる場合)	会社 785・797
事後の開示	会社 182 の 6	会社 791・801

#### 株式の併合と発行済株式総数・発行可能株式総数

株式の併合→発行済株式総数が減少 (2 株を 1 株に併合するなら 2 分の 1 以下に減少)

#### 発行可能株式総数 (会社 37)

- ・株式の併合のための決議で効力発生日における発行可能株式総数を定める (会社 180 II(4)) → 公開会社では効力発生日における発行済株式総数の 4 倍以内 (会社 180 III)
- ・効力発生日にそのように発行可能株式総数を変更する定款変更をしたものとみなされる (会社 182 II)

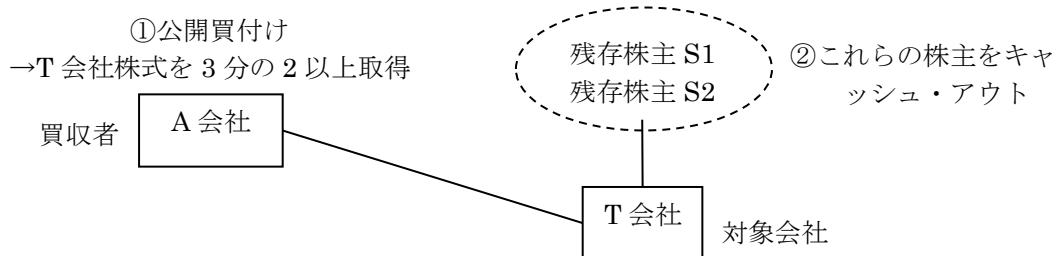
## (3)キャッシュ・アウト (→「会社法III」)

少数株主の株式を、個別の同意を得ずに、金銭を対価に取得（締出し）

方法：株式の併合のほか、株式等売渡請求（会社179以下）など

**事例 8-a キャッシュ・アウト**

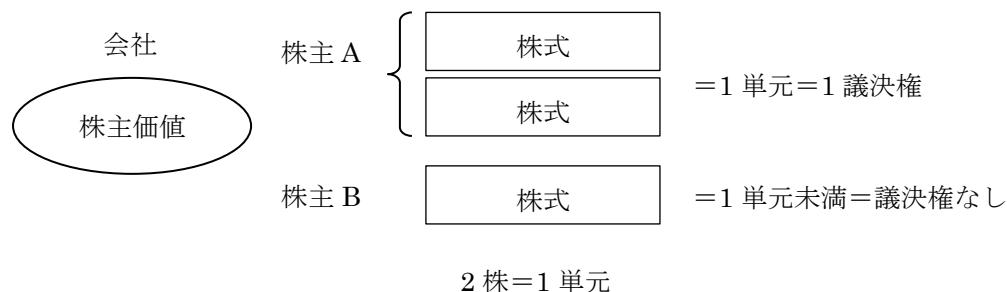
①A会社は、T会社の株式をすべて取得してT会社を買収することを目指し、T会社株式について公開買付け（ある会社の株式を取得するために、買付価格等を公告によって知らせ、不特定多数のその会社の株主から保有株式を買い付けること。金商27の2VI参照）を行った。T会社の株主のうち全体の合計4分の3を有する者がこの公開買付けに応じてA会社に株式を売却することになったが、S1・S2らそれ以外の株主（残存株主）は公開買付けに応じなかった。②A会社は、残存株主をT会社株主でなくするため、T会社に株式の併合をさせることにした。残存株主のうち最も多く株式を保有する者は3株を保有しているため、併合の割合は、4株を1株に併合するものとされた。



\*不当なキャッシュ・アウトが行われる場合

### 8-3. 単元株制度

#### (1) 意義 (会社 188 I)



単元株 ⇔ 株式の併合

1 単元の株式数制限 (会社 188 II、会社則 34)  
 =1000 以下、かつ、発行済株式総数の 1/200 以下

東京証券取引所上場会社の単元株式数・売買単位

東京証券取引所有価証券上場規程

427 条の 2 第 1 項 上場内国会社は、上場内国株券の単元株式数を 100 株とするものとする。(ただし書は省略)

東京証券取引所業務規程

第 15 条

売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券……

a 内国株券……は、上場会社……が単元株式数……を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは 1 株とする。

(以下は省略)

## (2)複数議決権株式類似の仕組み

議決権制限株式（会社 108 I ③。1-2(1)(e)) ⇔ 複数議決権株式

もっとも、種類株式発行会社の単元数（会社 188III）

CYBERDYNE 株式会社

→普通株式（上場）=100 株 1 単元 ⇔ B 種類株式（非上場）=10 株 1 単元

\* こういうものの上場を認めて大丈夫？

## (3)単元未満株式の権利（会社 189）

議決権（会社 189 I）	行使できず
その他の権利（会社 189 II）	剰余金の配当により金銭の交付を受ける権利等（同項①以下、会社則 35）を除いて定款で排除可

## (4)単元未満株主の投下資本回収方法

単元未満株式買取請求（会社 192）	単元未満株式を買い取ることを会社に請求できる (価格の決定について会社 193)
単元未満株式売渡請求（会社 194）	自分の持つ単元未満株式とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを会社に請求できる (100 株 1 単元で 70 株保有なら 30 株売渡請求) [定款で定めたときのみ]